

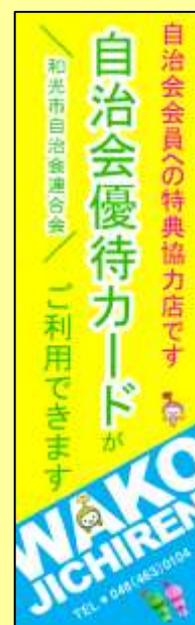
# 自治会応援ショップ 協賛店を 募集しています！



協賛ステッカー



登録無料



のぼり

## 協賛店になるメリット

- (1) 自治会会員を応援する店舗・企業であることをPRできます。
- (2) 自治会会員に優しい店舗としてイメージアップができます。
- (3) 協賛店の名称や住所、電話番号、サービス内容等の店舗情報を和光市のホームページや自治連わこう等で紹介してPRします。

☆問合わせ先 和光市自治会連合会  
☆電話・FAX 048-463-0104  
☆Eメール wako.jichiren@wakokyodo.net



## 和光市自治会優待カードの配布対象世帯



自治会に加入している全ての家庭へ

和光市自治会連合会から配布しています。(和光市内で約 17,000 世帯)

### 特典サービスの一例

優待カード提示で・・・

- 商品の代金から 5% 割引 ※
- 通常 〇〇〇〇 円のところ、〇〇〇 円引き
- ポイントカードのポイント 2 倍
- 大盛り分 〇〇〇 円を無料サービスに
- ソフトドリンク 1 杯無料



自治会優待カード

など特典内容は自由に設定していただけます。

こんな協賛内容でも協賛店になれるのかなどご不明な点は、担当までお気軽にお問い合わせください。

※ 「消費税サービス」、「消費税分還元」、「消費税相当分ポイント付与」など、あたかも消費者が消費税を負担していないまたは軽減されているかのような誤認を与えるものは法律で禁止されていますのでご注意ください。

### 協賛店の申込方法

- (1) 特典サービス内容を決めてください。
- (2) 協賛申込書をダウンロードし、記入例を参考に協賛申込書をご記入ください。協賛申込書は、和光市役所市民活動推進課の自治会担当窓口や公民館、コミュニティセンターなどでも配布しています。
- (3) 協賛申込書を和光市自治会連合会の事務局にご提出ください。  
(持参、郵便、電子メール、ファックスいずれでも構いません。)
- (4) 協賛申込書を受領した後、店舗に掲示をしていただく「協賛ステッカー等」を優待カード発行日より順次お送りします。また、「和光市自治会優待ショップ協賛店検索サイト」へお店の情報を掲載します。
- (5) ステッカー等が届きましたら、提供いただく特典の内容を記入していただき、店内や店頭のお客様が見やすい場所に掲示してください。協賛ステッカー等を掲示していただいた段階で、協賛スタートです。

協賛ステッカー等をご希望の枚数を随時追加送付いたします。和光市自治会連合会の事務局あてにお気軽にお申し付けください。

なお、協賛を廃止する場合は、協賛廃止の届出後に協賛ステッカー等の掲示を外してください。

ステッカーの他、HPやチラシで御利用いただける自治会優待カードの画像データも提供できます。

希望される場合は、和光市自治会連合会の事務局あてに電子メールでお申し付けください。

なお、チラシやHPで利用される場合は、掲示内容の事前審査があります。

### 和光市自治会優待カードについて

- ・ 優待カードは、自治会連合会に加入している自治会の会員の方が利用できます。
- ・ 対象となる世帯に、原則として、所属される自治会を通じて配布します。
- ・ 優待カードの有効期限は、平成 32 年 3 月 31 日までです。